

## 農林業の各種補助金について

### 農業用ビニールハウス設置

**対象** 町内に住所を有する農家、営農集団  
**内容** 農業用ビニールハウス設置費用に含まれる材料費に対して、面積が45㎡以上70㎡未満の場合は材料費の2分の1以内、70㎡以上の場合は材料費の3分の2以内とし、最大25万円

### イノシシ・シカ被害防止施設設置

**対象** イノシシ・シカ被害が著しい農家  
**内容** 電気柵・ワイヤーメッシュ柵・シカ用ネット柵の設置費用の2分の1以内で、最大3万円

### 一般造林事業（間伐・下刈・枝打）

**対象** 山林の所有者  
**内容** 間伐・下刈・枝打で、町の定める実施基準額の2分の1以内  
 ※補助基準などは☎へお問い合わせください。

### 果樹の苗木購入

**対象** 町内に住所を有する農家  
**内容** 苗木の購入に要した費用の2分の1以内（べに梅は3分の2以内）で、最大2万円  
 ※梅の苗木はウメ輪紋病予防のため町内で購入してください。

### アライグマの捕獲器購入

**対象** 狩猟免許（わな猟）有資格者または越生町発行の埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証の所有者  
**内容** 捕獲器1台につき3000円（購入費用が3000円未満の場合は当該購入費）  
 ☎産業観光課 農林担当  
 ☎内線143・144

## 越生町中小企業退職金共済掛金等助成制度

中小企業退職金共済制度に加入している事業主に対して掛金の一部を補助します。

**対象** 常時使用する従業員の数が50人（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては20人）以下の事業所で申請日現在引き続き営業を継続している方

- ①町税を滞納していない方
- ②新たに退職金共済制度に加入した従業員を有し、共済契約を締結した日の属する日から契約期間内に掛金を納付した方
- ③既に退職金共済制度に加入している従業員を有し、引き続き契約期間内に掛金を納付した方

**助成期間** 補助金の交付が決定してから3年間（36か月）

### 補助率

退職金共済加入従業員数	補助率
1人～5人まで	20%
6人～10人まで	15%
11人～20人まで	10%
21人～5人まで	5%

※従業員一人あたりの1月の掛金が2千円を超える場合は、2千円を限度とします。

※補助金交付申請様式は町のホームページからダウンロードできます。

☎産業観光課 観光商工担当

☎内線147

## お知らせ



5月12日は民生委員・児童委員の日

○民生委員・児童委員とは  
 厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。地域福祉の推進役として、担当地区において主に高齢者や障がいのある方の見守りや子どもたちへの声掛けなどを行っています。町民のみなさんが抱える生活上の問題についての身近な相談相手となり、その内容に応じて、適切な支援が受けられるよう、行政や専門機関との「パイプ役」として活動しています。

○民生委員・児童委員の日とは  
 全国民生委員児童委員連合会では、民生委員・児童委員の存在や活動内容について理解を深めていただくため、5月12日を「民生委員・児童委員の日」として実施しています。

## 経済センサス活動調査にご協力ください

この調査は、事業所の売上高や費用などの経費項目を把握し、事業所等の経済活動を明らかにすることを目的として実施します。調査の結果は、民間企業における経営計画の策定等、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されます。

調査対象は、全国すべての民営事業所です。調査票は、5月下旬頃に調査員がお伺いして配布するか、国から郵送されますので、インターネットまたは郵送でのご回答をお願いいたします。

☎企画財政課 企画担当  
 ☎内線224

## 納税に満点夢カードをご利用ください

越生スタンプ会発行の夢カードは、会員のお店で買い物をするポイントがたまり、満点（1000マーク印字）になると500円分の買い物ができます。また、納税する際に会計課窓口でカードを提出すれば、1枚500円として取り扱います。一度に何枚でも利用でき、不足額は現金納付となります。

※納税は満点カードに限ります。  
**対象の町税** 町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税  
**取扱窓口** 会計課、税務課（土曜開庁日）

☎内線131・132

## ストップ 不法電波

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用

として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局の取締りを強化します。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなを守りましょう。

☎関東総合通信局

●不法無線局による通信・妨害

☎03-6238-1939  
 ☎03-6238-1945

## マイナンバーカードの相談・手続きを行います

町では、平日お勤め等により来庁できない方のため、月1回日曜日に臨時開庁し、マイナンバーカードの受け取りや相談手続きを行います。なお、毎週土曜日（祝日を除く）も正午まで開庁しております。

**取扱業務** マイナンバー業務のみ  
**日時** 6月6日(日)、7月4日(日) 午前9時～正午  
**場所** 役場町民課

☎町民課 住民担当  
 ☎内線124・125

## 不正大麻・けし撲滅運動

大麻の使用は有害で、不正栽培・所持は犯罪です。また、「けし」には法律で栽培が禁止されている種類があります。特に大麻は「海外では合法化されているから害がない」などといった誤った情報が流布され、若年層への乱用の拡大が懸念されています。正しい情報を知り、自分の身を守りましょう。大麻や栽培してはいけない「けし」を発見したら、☎までご連絡ください。

## 栽培してはいけない「けし」の特徴

- 全体に白っぽい茎はほとんど無毛
- 葉の切れ込みは浅く、茎を抱くようにしている
- 全体に丈が高く、約1.5mになる
- 色あざやかで美しい大きな花を咲かせる

☎坂戸保健所  
 ☎283-7815



# 補聴器で「健康寿命」を延ばす!

広告

## 補聴器

より自然!  
さらに楽ちん!

認定補聴器  
技能者のいる店



坂戸市日の出町9-20 TEL 281-0107  
 営業時間 10:00~18:00  
 定休日 月曜日・第2月火連休

広告